

（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）
第四十八条の八 個人情報保護委員会は、第四十八条の四から前条までの規定により独立行政法人等に対し報告、資料の提出若しくは説明の要求、実地調査、指導、助言又は勧告を行うに当たっては、学問の自由を妨げてはならない。

2 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、独立行政法人等が同法第七十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に限り）に対して独立行政法人等非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。
第五十条中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条第二号中「第七条第二項」の下に「若しくは第四十四条の十五第二項」を加える。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）
第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「記述等」の下に「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。））を識別することができることとなるものを除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。））を加える。
（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）
第四条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「記述等」の下に「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。））を識別することができることとなるものを除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。））を加える。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。
（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「新行政機関個人情報保護法」という。第二条第一項に規定する行政機関が保有している同条第六項に規定する個人情報ファイルであつて、新行政機関個人情報保護法第十条第一項第五号に規定する記録情報に新行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むもの）についての新行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行後遅滞なく」とする。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（個人情報の一体的な利用促進に係る措置）
第四条 政府は、この法律の公布後二年以内に、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者、同項第一号に規定する国の機関、同項第二号に規定する地方公共団体、同項第三号に規定する独立行政法人等及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有する同条第一項に規定する個人情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を一体的に利用されることが公共の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一体的な利用の促進のための措置を講ずる。

2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条第五項」とあるのは、「第二条第三項」とする。
（鉄道抵当法等の一部改正）
第五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

- 一 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十八条ノ二第三項
- 二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百二十九条
- 三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十条第四項
- 四 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条第六項
- 五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十六条の四第四項
- 六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十八条の五第二項
- 七 特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）第二十六条第五項
- 八 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八十六条第四項
- 九 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十三条第四項